

東京都における中小企業の振興を 目的とした条例について

平成30年7月11日

産 業 労 働 局

I 条例のポイント

◎東京都の中小企業振興の基本的な考え方と方向性を明示

理念を明らかにする条例



具体的な施策は
新たに作るビジョンに掲載

II 条例の主な内容

1 基本理念

□考え方を4つの柱で構成

(1) 中小企業の自主的な努力を促進

(2) 中小企業の重要性を踏まえた取組

(3) 行政と関係組織による連携した取組の必要性

(4) 小規模企業への配慮

2 基本方針

□将来に向け、重点的に取り組む施策分野を選び列挙

経営の強化

- ・ 経営基盤の強化と事業承継の円滑化
- ・ 販路開拓の促進

起業等の後押し

- ・ 創業の活性化
- ・ 新技術等の開発

海外展開等

- ・ 国際的視点に立った事業展開
- ・ 知的財産の保護・活用

人材・職場関連

- ・ 人材の確保・育成
- ・ 職場環境の整備促進

金融面

- ・ 資金調達の円滑化

地域的な視点

- ・ 地域の特性等を生かした事業活動の促進

3 各主体の役割

□各主体の責務・努力義務

東京都

様々な施策を総合的に推進

財政上の措置を行う努力

中小企業者

経営の改善や向上を自主的に展開

関係団体

中小企業へのサポート・都の施策への協力

※関係団体：商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、労働団体など

金融機関・大学

中小企業へのサポート・都の施策への協力

区市町村

都の施策への協力

大企業者

中小企業への理解・都の施策への協力

都民

中小企業振興の重要性を理解して協力

東京都中小企業・小規模企業 振興条例（仮称）（案）

東京都中小企業・小規模企業振興条例（仮称）（案）

見出し案	条項	文案
(前文)		<p>東京は、世界有数の経済都市であり、日本の首都として、我が国の経済を支えてきた。政治・経済などの諸機能が高密度に集積した都市部だけでなく、自然豊かな多摩や島しょ地域を有しており、それぞれの特色を活かした事業活動が活発に行われている。</p> <p>これまで、東京の中小企業は、たゆまぬ努力と創意工夫により培われた高度な技術やサービス提供の力を基礎として、多様な事業活動を展開し、地域社会を活性化させ、雇用の場を創出するとともに、地域の経済を支える上で、重要な役割を果たしてきた。</p> <p>しかし、人口の趨勢やその構造変化、さらには経済活動の国際化や科学技術等の進展により、経営環境が急速に変化する中で、中小企業は様々な課題の解決を適切に図っていくことが必要である。</p> <p>このため、将来にわたり、東京の持続的な成長を支え、日本全体を牽引する都市として、国際的にも存在感を示すためには、中小企業者による経営の向上に向けた意欲的な取組に対し、その自主的な努力を基本としつつ、必要な支援を的確に行うことにより、中小企業の振興を図ることが重要である。</p> <p>ここに、私たちは、中小企業の振興について、都を挙げて推進することを決意し、その拠り所とするため、この条例を制定する。</p>

東京都中小企業・小規模企業振興条例（仮称）（案）

見出し案	条項	文案
(目的)	第1条	<p>この条例は、東京都の中小企業に関する施策について、その基本となる理念や方針等を定めるとともに、都、中小企業、その他の関係者の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって東京都の経済の持続的な発展及び都民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
(定義)	第2条	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none">(一) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、都内に事務所又は事業所を有するものをいう。(二) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、都内に事務所又は事業所を有するものをいう。(三) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、労働団体その他の中小企業に関する団体であって、都内に事務所を有するものをいう。(四) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会であって、都内に事務所を有するものをいう。(五) 大企業者 中小企業者以外の事業者(会社及び個人に限る。ただし、金融機関を除く。)であって、都内に事務所を有するものをいう。(六) 大学 大学及び高等専門学校その他研究機関をいう。

東京都中小企業・小規模企業振興条例（仮称）（案）

見出し案	条項	文案
（基本理念）	第3条	1 中小企業の振興は、中小企業者による経営の改善及び向上を図るための自主的な努力が促進されることを旨として推進されなければならない。
		2 中小企業の振興は、中小企業者が多様な事業の分野における特色ある事業活動を通じて、地域経済の活性化を促進し、就業の機会を増大させる等地域社会の発展及び地域住民の生活の向上に貢献する重要な存在であるという認識の下に推進されなければならない。
		3 中小企業の振興は、都、区市町村、中小企業者、中小企業関係団体、金融機関、大企業者、大学等が相互に連携を図りながら協力することにより推進されなければならない。
		4 小規模企業の事業の持続的な発展については、小規模企業者の経営資源の活用が図られるとともに、小規模企業者が多様な主体と連携し、及び協働することにより推進されなければならない。
（都の責務）	第4条	都は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

東京都中小企業・小規模企業振興条例（仮称）（案）

見出し案	条項	文案
(基本方針)	第5条	<p>1 都は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 中小企業の経営基盤の強化及び事業承継の円滑化 (二) 中小企業の創業の促進 (三) 中小企業の販路開拓の促進 (四) 中小企業の国際的視点に立った事業展開の促進 (五) 中小企業の資金調達の円滑化 (六) 中小企業の人材の確保及び育成 (七) 中小企業の働きやすい職場環境の整備の促進 (八) 新技術や新サービスの開発の促進並びに知的財産の保護及び活用の促進 (九) 地域の特性等を生かした事業活動の促進
(中小企業者の努力)	第6条	<p>1 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 中小企業は、人材の育成や雇用環境の整備に努めるものとする。</p>

東京都中小企業・小規模企業振興条例（仮称）（案）

見出し案	条項	文案
（中小企業関係団体の役割）	第7条	中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の改善及び向上に対して、主体的かつ積極的に支援するとともに、都が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（金融機関の役割）	第8条	金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業に対し、資金の円滑な供給、経営の支援その他の必要な協力を行うよう努めるとともに、都が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（区市町村の役割）	第9条	区市町村は、基本理念にのっとり、当該区市町村の地域の特性を生かして、都が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（大企業者の役割）	第10条	大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動並びに地域の経済及び社会における中小企業の取組について理解を深め、都が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

東京都中小企業・小規模企業振興条例（仮称）（案）

見出し案	条項	文案
（大学の役割）	第11条	大学は、基本理念にのっとり、中小企業が行う新商品の開発や技術及びサービスの高度化に対し、必要な助言及び協力を行うとともに、産学の連携を行うよう努めるものとする。
（都民の理解及び協力）	第12条	都民は、中小企業の振興の重要性について理解するとともに、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。
（財政上の措置）	第13条	都は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。